

令和3年（2021年）8月27日

各地区スポーツクラブ21会長 様
西宮市スポーツ推進委員 様

西宮市 スポーツ推進課長

8月30日（月）以降のスポーツクラブ21の活動について

平素より、本市スポーツ行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

兵庫県が緊急事態宣言の対象区域に指定され（8/20～9/12）、市教委から部活動に関する通知が発出されたことなどを踏まえ、SC21の活動について、8月25日付でお知らせしたところです。

しかしながら、直近の新規感染者数増加や来週から新学期が始まり警戒をより一層高め対策の徹底を図る必要があることから、当面の間、活動について下記のとおりとします。

会長様をはじめ、関係各位におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたしますとともに、本件内容について、クラブ内での周知徹底のほどよろしくお願いいたします。

☆下記の活動休止に係ること以外の事項は、スポーツ推進課長発文書（8/25 付）をご参照ください。

記

● 活動について

(1) 内容 **スポーツクラブ21の活動を原則休止すること。**

(2) 期間 令和3年8月30日（月）から当面の間

(3) 例外 ①中央競技団体等が主催する県大会につながる予選などの公式戦への出場及び出場に向けた活動（練習等）に限り可能とする。

なお、学校で行う場合は学校長の了解を得ること。

②練習等（市内に限る。）の開始は、大会初日の4週間前からとすること。

③1週間の活動日は、3日を上限とする。また、活動時間の上限について、平日は2時間、土日祝は3時間とする。活動時間には準備運動・整理運動を含むものとし、移動・準備・休息・片付けの時間は含まないものとする。
<8/25付文書の内容と同じ。>

④クラブハウス（地域交流室）は、緊急やむを得ない場合のみの使用に限定すること。

以 上

【お問い合わせ先】スポーツ推進課（担当：久保・山岡）

T E L (0798) 35-3567 Email : k_shatai@nishi.or.jp